

火山防災エキスパート制度の立案について

噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針

火山防災エキスパート(仮称)による支援体制の構築

各地方公共団体等で火山防災の主導的役割を担った経験のある実務者等が、市町村の火山防災対策の立案等の支援を行うことが有効である。

また、噴火時等の異常時には、合同対策本部等の運営等について助言を行うなど、各種支援を行うことも重要であることから、全国的な支援組織として、火山防災エキスパート(仮称)制度を構築し、各地方公共団体の火山防災対応の支援を行う。

火山防災エキスパート(仮称)の主な業務

○平常時等

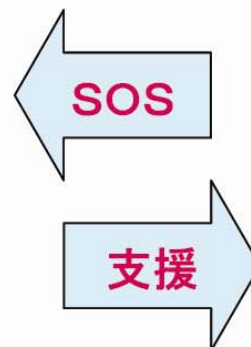
- ・協議会等の設置・運営等の支援
- ・各火山の地域防災計画、火山防災マップの作成支援等
- ・地方公共団体の長及び職員への研修
- ・防災訓練実施の支援等

○噴火時等の異常発生時

- ・合同対策本部等の運営等について支援



避難誘導等の火山防災対応の経験のある実務者

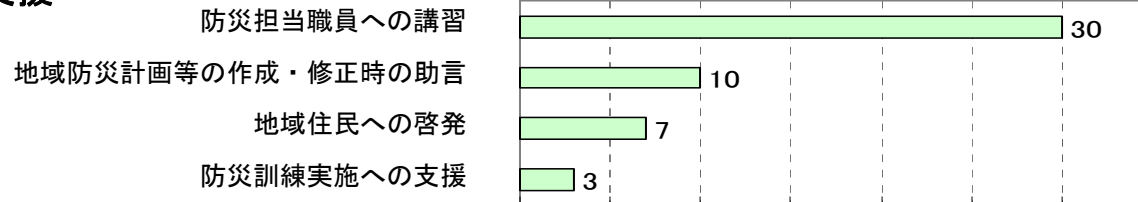


初めて噴火に遭遇→エキスパートへの応援要請

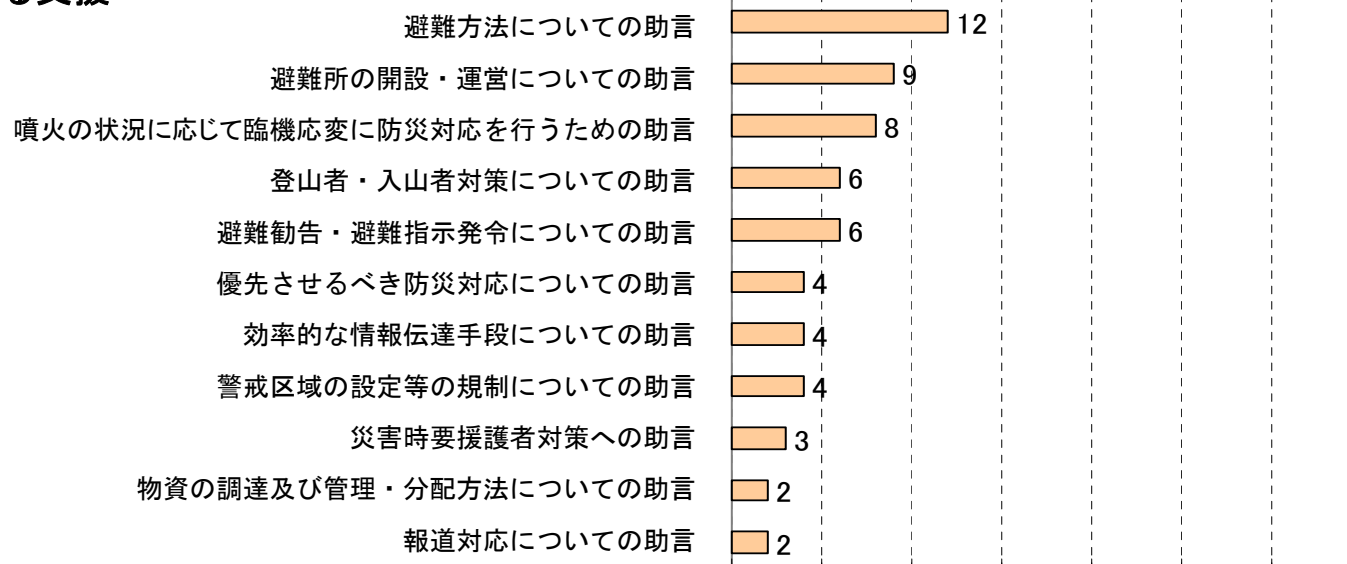
火山防災エキスパートについてのニーズ調査

噴火警戒レベルが導入されている火山周辺の97市町村に、「火山防災対応を講じる上で不安に感じている点」や「火山防災エキスパート（仮称）に支援してもらいたい事項」について、聞き取り調査を実施（複数回答）

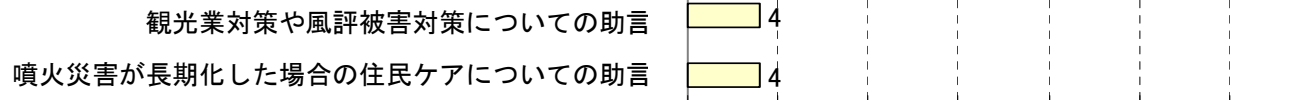
平常時からの対策に関する支援



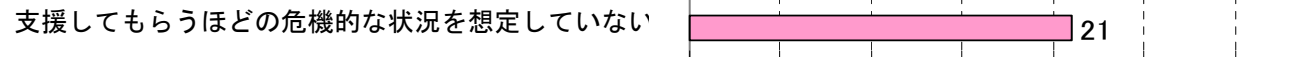
応急対策に関する支援



復旧・復興対策に関する支援



その他



0 5 10 15 20 25 30 35

(1)費用負担のあり方

費用負担については派遣依頼内容に応じ、柔軟に対応していくこととする。

(2)派遣の手続き

例えば、以下のように、内閣府が仲介する方法が望ましいか。

- ①各地方公共団体から内閣府にエキスパートの派遣を依頼する。
- ②内閣府は、派遣依頼内容から事前に課題等を整理する。
- ③内閣府は、エキスパートのリーダー及び各エキスパートと日程及び支援内容の調整を行う。
- ④エキスパートが現地にて課題を抽出し、その解決案を提示する。

費用負担のあり方も踏まえ、具体策を検討する。

(3)事務手続き上の課題の整理

エキスパートの候補者は、現職の地方公共団体の職員の方もいれば、民間の方もいる。

謝金の扱い、労働災害が発生した場合の扱い等については、個々の派遣元の事情によって対応が異なることとなることから、候補者の方々とよく調整をする必要がある。

既存制度の状況

既存事例	業務内容	登録者	費用負担
砂防ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止のため、土砂災害危険箇所の点検調査を行い、市町村等に報告、助言を行う。 ・土砂災害防止のための防災知識の普及啓発活動 ・土砂災害防止技術の普及啓発のためのセミナー、シンポジウム、講習会等の開催 	主に都道府県OBと都道府県下市町村OBから構成される	無償 (ボランティア)
防災エキスパート	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設や市街地などの被災状況のモニター ・公共土木施設、建物、地滑り等の被災状況の把握等 ・現地災害対策本部等への支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設等の整備・管理等についての経験等により、公共土木等の被災状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する方 ・心身ともに健康であり、自己の責任において、大規模災害発生時に自己の可能な範囲で無報酬で防災エキスパートとしての活動に参加できる見込みのある方 ・被災地域の早期の復旧等に誠意を持って努力し、関係する公共機関や一般ボランティア等と協調して活動できる方 	無償 (ボランティア)
災害復旧技術専門家派遣制度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害調査に関する支援 ・復旧広報の技術的な助言 ・その他災害復旧に関する支援・助言 	災害復旧業務に相当期間従事し、その制度を熟知し、災害発生時に地方公共団体等の要請に応じ、速やかに現地に赴き、ボランティア活動として支援・助言を行うことが可能な者	交通費及び宿泊費は派遣要請者が負担
水防専門家派遣制度	<ul style="list-style-type: none"> ・水防訓練における水防工法の指導 ・水防に関する講習 	水防団、消防団、国土交通省のOBを中心として、水防関係業務に携わった経験を有し、水防知識・技能の伝承・指導を行うことが可能な方	交通費、宿泊費及び日当は派遣要請者が負担
農村災害復旧専門技術者制度	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設の被災状況等に係る情報提供等 ・応急措置に係る技術支援 ・市町村の災害復旧業務に係る技術支援 ・応援技術者への技術支援 	(1) 農業農村整備事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上で、かつ以下のいずれかに該当する者 ① 災害査定官経験者 ② 農地、農業用施設等の災害査定に係る業務(査定・随行で3日以上業務を1回とする)の経験3回以上に該当する者 ③ 行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当4年以上に該当する者 ④ 農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成(技術士の資格を持ち管理技術者として)3件以上に該当する者 (2) 上記要件を充たした上で「災害復旧技術向上のための講習」を受講し、小論文を提出した者	必要に応じ経費(保険料、交通費、宿泊費等の実費)を支援を要請した市町村が負担
漁村災害対策ボランティア派遣制度	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握に関する支援 ・災害復旧の手続きに関する支援 ・災害復旧工法の検討に関する支援 ・平時における漁港施設等の見回り 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業に係る業務を3年以上経験した者 ・水産関係土木施設等の整備に係る業務を5年以上経験した者 ・災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて速やかに現地に参集し、技術的助言、災害復旧事業に係る手続き等の支援が可能な者 	無償 (ボランティア)

(参考事例)原子力安全委員会緊急技術助言組織

- ①原子力安全委員会では、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害が発生した際には、緊急技術助言組織を設置するとともに、同法に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)に対し、技術的助言を行うこととされている。
- ②組織の任務
 - ◆安全規制担当省庁への情報提供の要請を行うこと等により、必要な情報の収集を行うとともに、情報の分析を行う。
 - ◆事態に即応して技術的側面から必要な応急対策について検討する。
 - ◆原子力災害対策本部長に対し原子力安全委員会が行う技術的事項に係る必要な助言に関して検討を行う。
 - ◆オフサイトセンターに派遣された組織の構成員は、原子力災害現地対策本部等が実施する緊急事態応急対策に対し必要な技術的助言を行う。
- ③なお、この組織の構成員は、原子力安全委員会の委員であり、非常勤の国家公務員である。

(参考)

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(抄)
(緊急事態応急対策調査委員)

第20条の2 委員会に、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第15条第4項並びに第20条第5項及び第6項の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策調査委員(以下「調査委員」という。)を置く。【政令の定め 40人】

2 調査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

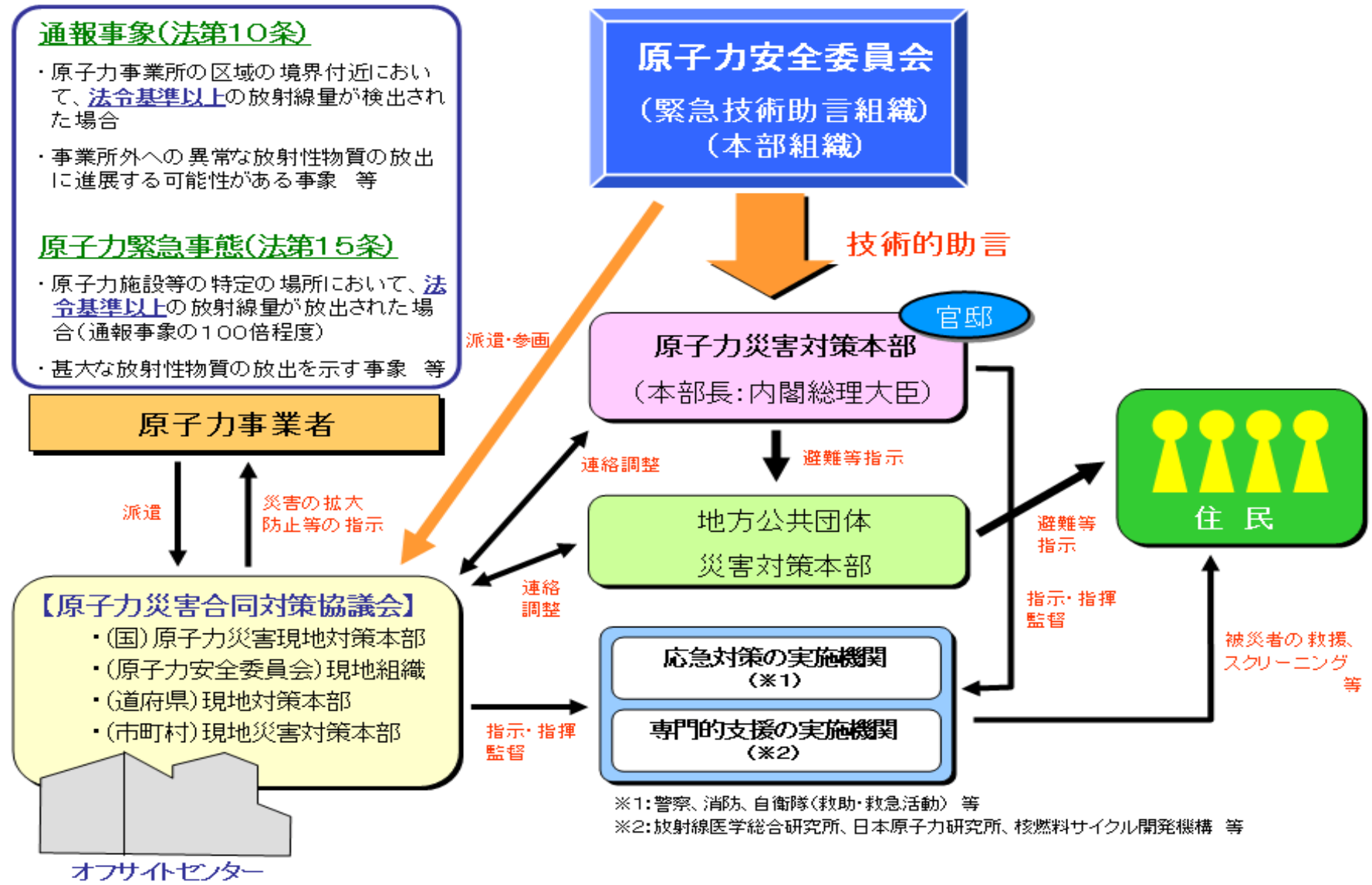
3 調査委員は、非常勤とし、その任期は、二年とする。

原子力災害対策特別措置法(抄)

第20条(略)

6 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求めることができる。

原子力安全委員会緊急技術助言組織の概要



今後の検討手法

今後、この懇談会のもとに、エキスパート候補者で構成される「火山防災エキスパートワーキンググループ」を設けて、具体的な制度を検討する。

噴火時等の避難に係る火山防災対策懇談会

- 政策統括官のもとで開催
- 年1回程度開催予定

1. 委員

新谷	融
荒牧	重雄
池辺	伸一郎
池谷	浩
石川	芳治
石原	和弘
岩田	孝仁
香取	幸一
杉本	伸一
田中	淳
田鍋	敏也
土井	宣夫
藤井	敏嗣
山崎	登

2. 開催の目的

- 火山防災対策の実施状況をフォローアップ
- 火山防災対策推進に当たっての意見を聴取

火山防災エキスパートワーキンググループ

1. 委員

池谷	浩
岩田	孝仁
杉本	伸一
田鍋	敏也
土井	宣夫

2. 制度検討に当たってのポイント

- 具体的な支援内容（平常時・発災時）
- 派遣に要する費用とその負担のあり方
- 派遣までの事務手続 等

(※ 敬称略)